

## 離婚後、親権を取りたい！【親権の判断基準】(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、離婚をすることになった場合、お子さんの親権を取るためにはどうするか、というお話をさせていただきます。

離婚する際にどんなことを考えればいいのか、という全体像についての動画を作成しており、そこでもお話致しましたが、今回は、親権についてより詳細にお話致します。

ご夫婦のどちらをお子さんの親権者とするかは、お互い合意できない場合、最終的には裁判所で決められることになります。

家庭裁判所調査官の調査が行われ、その意見も裁判所の判断資料の1つとなります。

そして、裁判所が判断の基準とするのが以下の要素と言われております。

### ・現状尊重

もっとも重要な基準です。

例えばお父さんであっても、日頃家事やお子さんの面倒をお母さんより見ていれば、親権者となれる可能性はあります。これも証拠が必要ですので、例えば、お子様との写真、録画、さらにはお子様をどう面倒みているのかという日記、日頃の買い物のレシート、お子様のご飯を作っている毎日の写真などが考えられます。

ただ、日頃全くお子さんの面倒を見ていない、すべて配偶者に任せっぱなしで、家事もやっていないというような場合ですと、原則としては厳しいかなと思います。

### ・子どもの意思

家庭裁判所調査官がお子様意思を確認します。

もっとも、小さい子どもは同居している親の意見を聞きやすいとも思われますので、絶対的な基準ではありません。

### ・母親優先

現状尊重の方が重要ですので、これは絶対的なものではないと言われております。

### ・きょうだい不分離の原則

きょうだいはなるべく一緒に生活させた方がよいという考え方です。

### ・監護開始の態様

例えば、監護している方から子どもを無理矢理奪ってきて監護を開始してきたような場合は、親権はもらえない方向に判断される要素となります。

### ・離婚の有責性

親権とは直接関係ないと考えられています。

・面会交流を許すか

親権がない方とお子様との面会交流を許すことも重要です。

但し、状況にもよります。

・監護補助者の有無

例えば、ご実家のご両親などが監護補助者となります。

・その他 監護方針、病気、教育、居住環境

参考文献:判例タイムズ No.1100「親権者の指定・変更の手続とその基準」

(清水 節)